

忠岡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町補助金交付規則（昭和52年忠岡町規則第8号）に定めるもののほか、町全体の健全で均衡あるコミュニティの発展に寄与するため、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業による助成金の交付を受けて、町が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める助成事業の実施主体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象経費は、コミュニティ助成事業の各事業について、それぞれ実施要綱に定める経費とする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる事業及び補助金の額は、実施要綱に基づき、町がセンターから助成の決定を受けた事業及び助成金の額とする。

(補助金の交付事前申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、忠岡町コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) センターへ申請する際に提出する書類（町が作成するものを除く。）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(助成の申請)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて、大阪府知事を経由してセンターに助成の申請をするものとする。この場合において、同条の規定による申請の件数が、センターが定める件数を超えるときは、町長がセンターに助成の申請をする事業を決定するものとする。

(助成の通知)

第7条 町長は、大阪府知事を経由してセンターから助成の決定の通知を受けたときは、センターからの通知の写しを交付し、申請者に通知する。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の通知を受けたものは、忠岡町コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認めるときは、同項に規定する以外の書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し忠岡町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(変更の届出)

第10条 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに忠岡町コミュニティ助成事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に変更内容を説明する資料を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、センターに当該コミュニティ助成事業の変更申請をするものとする。
- 3 前項の変更申請について、センターから承認の通知を受けたときは、町長は、忠岡町コミュニティ助成事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業を完了したときは、速やかに忠岡町コミュニティ助成事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) センターへ実績報告する際に提出する書類（町が作成するものを除く。）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第12条 町長は、前条の実績報告があったときは、書類の審査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、忠岡町コミュニティ助成事業補助金額確定通知書（様式第7号）により前条の報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の補助金額確定通知書を受けたものは、忠岡町コミュニティ助成事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助の取消し等)

第14条 町長は、補助金の交付を受けるもの又は受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び実施要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 町長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、コミュニティ助成事業補助金の交付について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。